

理学部の労働安全対策

理学部 石黒勝也

理学部における環境・安全に対する取り組みは、平成14年度、「安全の手引き改訂のためのWG」として始まった。約10年ぶりの手引き改訂にあたり、そこに書かれたことが確実に実行されるためには、安全確保ならびに環境保全への取り組み、また、安全教育に関する事項を審議し、改善のための施策を講ずる組織が必要である、との提案がなされた。ちょうどその頃、国立大学の独立行政法人化において、労働安全衛生法への適用が大きな問題となることが指摘されるようになってきた。そこで、このWGは、法人化以降を見据えた理学部安全委員会設置の準備として、委員会として行うべき業務についても議論されることとなった。日本化学会が主催する講演会などに出席し、情報を収集した。また、環境マネジメントに関する国際規格「ISO14001」認証が広がりを見せ、大学が取得するケースも増えてきたことを受け、日本化学会中国四国支部・地区基盤特別事業として安全セミナーを10月に開催し、環境マネジメントの基本となるPDCA(Plan—Do—Check—Action)サイクルを学習した。

こうした準備を経て、平成15年度から、理学部安全委員会として「安全のためのガイドライン」を制定し、これに従った活動の試行を開始した。主な内容を紹介する。

事故・災害が起きた場合、報告書を提出してもらい、原因の究明および再発防止の手段について委員会で審議することとした。報告書の内容は、「災害の日時・場所」「所属・身分・氏名」「負傷の部位と程度」「災害発生状況及び緊急処置」「事後の経過」「災害発生の原因」「再発防止対策」である。火災・爆発を含む災害や、医師による診断・処置を必要とする傷病者が生じた災害、また、環境汚染を招いた災害の場合には、調査委員会を設置して原因究明にあたるために、事故現場の保存をお願いしている。

環境・安全に関する教育を、実験・実習を行う全職員・学生に必須とし、正しい知識を身につけない限り、実験・実習を行うことはできない事とした。改訂した平成15年度版「安全・環境マニュアル」を、全教官・職員・大学院生および学部学生に配布し、4月のオリエンテーションや学生実験・実習における安全指導で用いた。また、各研究室での固有な危険性がある作業については、防災マニュアルを作成し、学生が配属された際に安全教育を行うことをお願いした。全ての安全教育について、実施後、日時・場所・参加者および講師名・内容を記録した報告書の提出をお願いした。

学生が夜間、あるいは、休日に危険をとまなう実験を行う場合には、夜間・休日実験届を提出する制度について、検討した。何度か議論を重ねた後、日中・夜間・休日を問わず、学生が単独で危険な作業・実験を行うこと、また、学部学生のみで危険な作業・実験を行うことは原則的に禁止とし、大学院生を含む複数で行う場合にも、学生が平日の夜間(20時以降翌朝8時30分まで)、又は休日に危険を伴う作業や実験(その具体的な内容については、講座ごとに定める)を行う際には、夜間・休日実験届を提出し、指導教官の許可と、安全確保についての十分な助言を受けなければならないこととした。

以上のような事故や危険物管理、また、環境安全教育に関する活動の記録は、委員会が責任をもって保管し、また、委員会は、環境保全や安全管理に関する情報提供の窓口となり、随時相談に応じ、必要な措置を審議することとした。

一方、14年12月に制度設計部会安全衛生WGが組織され、労働安全衛生法に対応するための全学的な取り組みが開始され、第一に、資格が必要な衛生工学衛生管理者および環境測定士の確保のために、教官の方に受講・受験をお願いすることになった。15年度より、法人化準備委員会安全衛生対策専門委員会として、規則の整備、危険物・設備等の調査、必要な設備等の導入・設置が検討された。理学部としては、特化則・有機則に関わる化学物質の取り扱いについては集中化を方針とし、ドラフトチャンバーやその排ガス処理装置を学生実験室などの共用の場所に設置することとした。高圧ガスについても、可燃性ガス用のシリンダキャビネット導入に加え、いくつかの研究室でのガス配管工事、また、常時使うわけではないポンベの共同利用をお願いし、許可を必要とする貯蔵量以下に抑えることができた。また、必要以上の危険物を研究室内に持ち込まないために、危険物屋内貯蔵所・薬品貯蔵庫の他に、高圧ガスポンベ保管所、及び試薬保管室を設置し、それぞれに保安監督者と申し合わせ事項を定めた。

平成16年度より、「理学部労働安全委員会」として全学の委員会と同調した活動をするようになったが、理学部としては、学生を対象とすることが不可欠との考えから、学生委員の先生にも加わっていただくこととした。研究施設として、労働安全衛生法の中で最も問題となるのが、第4章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」の中で【事業者の講ずべき措置等】として規定されている第20条～第25条の項目である。これらは、「国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則」の中では、第18条～第25条の項目（「危険を防止するための措置」「健康障害を防止するための措置」「緊急事態に対する措置」「定期自主点検」「安全衛生教育」「就業制限」「作業環境測定」「作業の管理」）に規定され、「部局の長」の責任において状況が把握され、必要な措置が講じられなければならない。特に、第18・19条に該当する業務は、実験・実習や研究室それぞれで異なっており、実施する者がそれを把握しておく必要がある。

【第18条第1項】

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

【第19条】

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害

そこで、理学部労働安全委員会としては、全学的なフォーマットに即した形式での「山口大学理学部労働安全委員会規則」の他に、先の「ガイドライン」を踏襲した「理学部安全管理要項」を定め、この中で、「危険を伴う業務または健康障害の防止が必要な業務申請書」の提出を規定した。報告する項目は、「業務の概要」「従事予定者」「どの危険・健康障害の可能性があるか」「安全確保の措置」「安全衛生教育の実施」「その他」であり、必要な事項をこの申請書に集約する形式とした。

以上のように、安全・衛生への対処については、理学部委員会として試行錯誤を重ねている段階であり、一つずつやり方を定め、それを安全指針にも反映させていく形で進めているが、実施できずにいる事項や今後検討すべき課題も多々残されている。多くの面倒な作業にご理解・ご協力いただいた理学部の教職員や学生の皆さん、また、多大なご支援をいただいている理学部事務部の方々に、深く感謝いたします。